

「琴平町週休2日工事」Q&A

Q1 要領第3条の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A1 原則すべての工事を発注者指定型として選定します。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は、週休2日工事の対象外とします。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例 施設管理者からの施工時間の指定など、地域からの要望が予測される工事

Q2 工事着手日とはどのような場合ですか。

A2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q3 要領第8条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等で町がやむを得ないと認める場合」とはどのような作業ですか。

A3 次のような作業が考えられます。休工予定日にこれらの作業を行った場合は、休工日とカウントします。

- (1) 災害時の緊急対応
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業
 - ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備
- (3) その他緊急等で町がやむを得ないと認める場合
 - ・受注者側の要因以外の要因等により当初からは想定し難い緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応

Q 4 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 4 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 5 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 5 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに考えてよいですか。

A 6 分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q 7 要領第 6 条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 7 週休 2 日を確実に実施することが確認できる工程表（別紙工程表例参照）を作成し、工程を検討します。なお、工期延長を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 8 要領第 7 条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 8 工事中標示板の記載例は次のようなものです。

ご迷惑をおかけします

琴平町週休 2 日工事
(4 週 8 休)

〇〇の〇〇を行っています。

令和 00 年 00 月 00 日まで
時間帯 0 : 00 ~ 0 : 00

〇〇〇〇〇〇工事

発注者 琴平町〇〇〇〇課
電話 0000-00-0000

施工者 〇〇〇〇株式会社
電話 0000-00-0000

Q 9 要領第 10 条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 9 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として、別紙週休 2 日確認シートを参考にしてください。

Q 1 0 要領第 12 条の週休 2 日の達成状況の考え方を教えてください。

A 1 0 達成状況には、以下の 2 つの状態があり、それに応じた経費補正を行います。

●月単位の 4 週 8 休

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率（※1）が 28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、達成しているものとみなします。

●通期の 4 週 8 休

対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の状態をいいます。

（※1）現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数×100

なお、第 3 条に記載のとおり、年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、町が事前に対象外としている期間（受注者の責めによらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは、対象期間に含みません。

Q 1 1 要領第 12 条の経費補正の内容はどのようなものですか。

A 1 1 発注者指定型は、当初予定価格の積算は、月単位の週休 2 日の補正を行っているため、月単位で 4 週 8 休を達成できなければ、減額補正を行います。また工期全体で 4 週 8 休を達成できない場合も、減額補正を行います。補正については以下の通り、補正係数で除して設計変更を行います。

受注者希望型は、当初予定価格は週休 2 日の補正を行っていないため、達成状況に応じて設計変更を行います。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正します。

①土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）

【月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）】

労務費	1. 0 4	機械経費（賃料）	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 3	現場管理費率	1. 0 5

【通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）】

労務費	1. 0 2	機械経費（賃料）	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2	現場管理費率	1. 0 3

・土木工事標準積算基準を適用する工事の市場単価のうち、土木工事 22 工種について補正を行う。（別表 1 参照）

・土木工事標準単価 25 工種についても補正を行う。（別表 2 参照）

・土木工事標準積算基準書（機械編）を適用する工事の労務費補正は、製作工（機設）は補正対象外とする。

・下水道工事市場単価方式の7工種について補正を行う。（別表3参照）

②建築工事積算基準による工事

【月単位の週休2日（4週8休以上）】

労務費 1.04

【通期の週休2日（4週8休以上）】

労務費 1.02

市場単価等については、別表4（建築）、別表5（電気設備）、別表6（機械設備）の補正率を用い、下記のとおり補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、下記のとおり補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

Q12 要領第13条の明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。

A12 受注者が、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を記載した施工計画書を工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」を行い、工事成績評価にも反映します。

Q 1 3 要領第3条では、年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 夏季休暇3日間の内に土日の休工予定日が重なる場合

工種	8月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
〇〇工																															
〇〇工																															
〇〇工																															
〇〇工																															
〇〇工																															

⇒別途2日(土日の重なる部分)、休工日を設ける必要があるのか。

A 1 3 休工予定日(該当工事における休工予定が土日であれば「土日」)を休工日としてカウントすることができることとします。したがって、対象期間外を設ける事によって4週8休が達成できない場合に、別途休工日を設ける必要はありません。なお、現場閉所率の考え方は以下のとおりとなります。

例) 8月の閉所日: 8日(夏季休暇の土日を休工日予定)、となる場合

夏季休暇として除く日 = 3日(夏季休暇) - 2日(夏季休暇中の休工日) = 1日

8月対象期間 = 31日 - 1日(夏季休暇として除く日) = 30日

$8 \div 30 = 26.66\% < 28.5\%$ (4週8休未達成)

※月単位の現場閉所率が28.5%未満で未達成となったときは、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなします。

上記の例では、

8月の現場閉所日数8日 \geq 8月の土曜日・日曜日の合計日数8日 (4週8休達成)

Q 1 4 半日を休工する場合は、0.5日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A 1 4 現行制度では原則1日単位で実施の可否を確認するものであるため、0.5日の閉所としてカウントできません。

Q 1 5 夜間作業における現場閉所の取扱いはどうになりますか。

仮に、金曜日22:00から土曜日06:00まで施工し、翌日の日曜日に22:00から月曜日06:00まで施工した場合、1日閉所日として扱われますか。

A 1 5 金曜22時から土曜6時の施工は、一般的に金曜(夜間)出勤であり、土曜出勤とは考えません。日曜22時から月曜6時についても同様に日曜(夜間)出勤となります。その間に挟まれた土曜については24時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取扱いが可能と考えます。

別表1 土木工事の市場単価における補正係数

工 種	区 分	月単位の 週休2日	通期の 週休2日
鉄筋工		1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.00
グレーピング工		1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表2 土木工事の標準単価における補正係数

工 種	区 分	月単位の 週休2日	通期の 週休2日
区画線工		1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00

別表3 下水道用設計標準歩掛表（管路施設）の市場単価における補正係数

工 種	摘 要	月単位の 週休2日	通期の 週休2日
硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.02	1.01
砂基礎工	人力施工	1.04	1.02
	機械施工	1.04	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.04	1.02
	機械施工	1.04	1.02
組立マンホール設置工		1.03	1.02
小型マンホール工		1.01	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工		
	取付管および 支管取付工	1.02	1.01

別表4 市場単価等の補正係数 建築工事の補正係数

工 種	摘 要※	月単位の 週休2日	通期の 週休2日
仮設工事	物価資料	1.03	1.01
土工事		1.02	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.01
鉄筋工事		1.03	1.01
コンクリート工事		1.03	1.01
型枠工事		1.03	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.01
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.01
防水工事	物価資料	1.02	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.01
屋根およびとい	物価資料	1.02	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.01
金属工事	物価資料	1.02	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.01

左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.01
左官工事	物価資料	1.03	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.01
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.02
建具	物価資料	1.02	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.01
塗装工事	物価資料	1.03	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.01
内外装工事	物価資料	1.03	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.01
ユニットその他工事	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽および屋上緑化	物価資料	1.02	1.01
解体およびとりこわし工事		1.02	1.01

※ 「市場単価」と表記した項目は市場単価および補正市場単価、「物価資料」と表記した項目は物価資料の掲載価格の補正係数を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価および物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

別表5 市場単価等の補正係数 電気設備工事の補正係数

工種	摘要	月単位の 週休2日	通期の 週休2日
配管工事	電線管、2種金属線および同ボックス	1.03	1.01
	ケーブルラック	1.02	1.01
	位置ボックスおよび位置ボックス用ボンディング	1.03	1.01
	プルボックス	1.02	1.01
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.02	1.01
	防火区画貫通処理 金属管・丸形用	1.01	1.01
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.02	1.01
配線工事	600V 絶縁電線および 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.01
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒 接地極埋設票（金属製）	1.02	1.01

別表6 市場単価等の補正係数 機械設備工事の補正係数

工 種	摘 要	月単位の 週休2日	通期の 週休2日
保温工事	配管用、ダクト用および消音内貼	1.03	1.01
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクトおよび低圧チャンバー類	1.02	1.01
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー類の取付手間のみ	1.03	1.01
衛生器具設備 (ユニットを除く。)	取付手間のみ	1.02	1.01